

JCTAオンラインセミナー -第2回- 保険について

ツアーガイドとして安全に活動するためには

講師

日本サイクルツーリズム推進協会 理事
津末 博澄



目次

- はじめに
- 不測の事態に対応するための事前準備
- 義務化される自転車保険への加入
- 自転車保険が「義務化」または「努力義務」とされている地域
- 不測の事態に対応するための準備
- 保険について
- ツアーガイドとして自分自身の保険内容を先ずチェックすること
- JCTAによる会員向けの賠償責任保険
- 保険に関してガイドとしてチェックすべきこと
- 個人で対応する場合の保険の事例 (参考)各種保険の具体例

はじめに

ツーリングガイド/ガイド養成講座の講師/自転車教室の講師 等の活動

- ➡ 常に、一般の参加者(男女・大人～子供・国籍不問)を対象に、主として屋外で活動
- ・自分自身がどんなに細心の注意を払っていたとしても、本人や参加者が不測の事態に遭遇するリスクが常に存在する。

不測の事態とは

- ・自分自身が事故にあう・発症する
- ・参加者が事故にあう・病気にかかる
- ・第三者に損害(対人・対物)を与える

等々

**安全に活動するためには
「不測の事態」に対応するための事前準備が必要**



JCTAオンラインセミナー
2020/08/05

義務化される自転車保険への加入

[きっかけ]

全国で自転車保険への加入が義務化されるようになったきっかけは、自転車事故による高額な賠償の支払いを命じる判決があったことです。

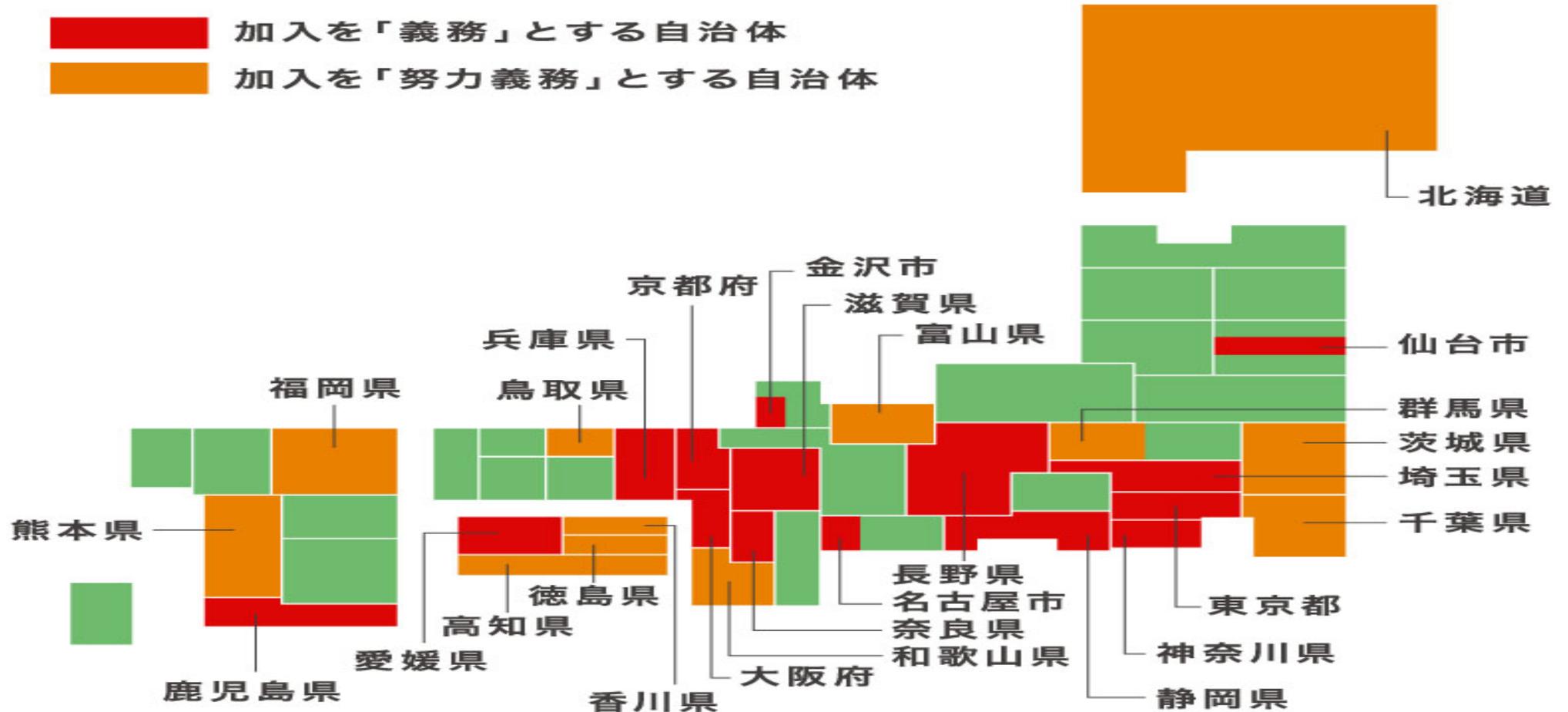
- 特に2008年に神戸で発生した事故での判決命令は全国的に注目されました。
- 小学5年生の子どもが自転車に乗っているときに女性に衝突し、女性は頭蓋骨骨折、意識不明の重体となった事故です。
- この事故に関しては2013年の裁判で、子どもの保護者に対して約9,500万円もの賠償金の支払いを命じる判決が下されました。

- 義務化の対象者(義務化されている地域内で)
自転車を使って活動する人(公的/私的の別なく)全員が対象

ツアーガイドだけでなく、イベントに参加する人も全て対象となる



自転車保険加入が「義務化」または「努力義務」とされている地域



2020年4月時点 au損保調べ

不測の事態に対応するための事前準備

1. 外部からの依頼で活動する場合

- (1) 依頼主が担う責任範囲と自分自身が担う責任範囲を明確にする。
- (2) 不明な点があれば必ず依頼主に問いただす。
- (3) 依頼主との間に請負契約を取り交わすことが出来ればベスト。
- (4) 自分が担う責任範囲について、保険でのカバーが出来ているかチェックする。



不測の事態に対応するための事前準備

2. 自分自身が主催者となってイベントを行う場合

- (1) イベントの規模(日程、参加人数、主催者側の人数、行程、関係者の広がり等)を正確に把握し、事故などが起きた場合にカバーできる保険契約を準備できているかチェックする。
- (2) イベントの規模が大きくて、万一の場合の準備が出来なければ、イベントの規模を縮小する等の対策を実施する。

保険について

賠償責任保険 と 傷害保険

1. 賠償責任保険

- (1) 本人以外の「人」、本人の所有ではない「物」が何らかの被害・損害にあった時に、本人に代わって、弁償してくれる保険です。
- (2) 注意することは、業務中の場合と、日常生活の場合では「加入すべき保険の種類」が異なる、ということです。
- (3) 即ち、「業務中の賠償責任保険」と「日常生活賠償責任保険」があります。
 - 何らかの対価を前提に「ツアーガイド」をする場合は「業務中の賠償保険」の対象になりますし、そうではなく、仲良しサークルとか、友人に頼まれてサイクリングのリーダーをする場合などは「日常生活賠償責任保険」の範疇となります。
 - どちらに該当するかは、保険適用対象事故を、保険会社がどちらで認定するかによりますので、一般的には両方を準備しておく方が万全でしょう。

保険について

2. 傷害保険

- (1)「急激」「偶然」「外来」3つの要素が含まれた「ケガ」に対する補償
- (2)病気は補償対象外
- (3)入院の際に給付金が受けられることもある
- (4)加入前の健康状態の審査は不要
- (5)「契約者のみ」「契約者と配偶者」「契約者と家族」等、補償対象者の選択ができる
- (6)特約で賠償保険が付加できる。



ツアーガイドとして自分自身の保険内容を先ずチェックすること

自分自身が傷害保険に加入しているか

加入している

加入していない

個人賠償保険の特約が
付いているか

個人賠償特約付き
傷害保険に加入する

付いていない

付いている

個人賠償特約を付加する

Good!!

ツアーガイドとして自分自身の保険内容を先ずチェックすること

■自転車保険に入る前にチェックすること

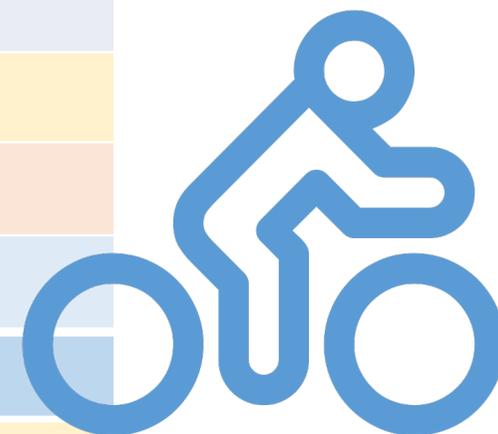
- 自動車保険や火災保険などオプションで「賠償責任保険」がセットされているか
- 「賠償責任保険」の補償範囲に自転車事故が入っているか
- 「賠償責任保険」がセットされている場合、1億円など賠償金額が十分についているか



JCTAによる会員向けの賠償責任保険

対象業務：JCTAが認定する会員ガイドの主催するツアーにおける、会員を起因とする賠償事故

契約者	日本サイクルツーリズム推進協会
被保険者	日本サイクルツーリズム推進協会の認定ガイド
1名当たり支払限度額	1億円
1事故又は1請求当たり支払限度額	1億円
被害者治療費用担保(治療費)	1名当たり500万円
被害者治療費用担保(死亡/就労)	1事故当り1,000万円
訴訟対応費用担保	1,000万円
初期対応費用担保	1,000万円



JCTAによる会員向けの賠償責任保険

活用可能なイベント

- ・協会又は会員が実施するツアーガイド

JCTAに事前に届け出ることが必要

- ①日程 ②会員氏名(全員分を) ③参加者名簿 ④行程表

(参考)

JCTAが会員向けに窓口となる保険

- ・国内旅行保険
- ・個人契約の傷害保険

検討中のイベント

- ・ガイド養成講座
- ・サイクリング教室



保険に関してガイドとしてチェックすべきこと

事前チェック

自分の責任分担範囲の確認
(主催者に招聘される場合)

自分自身の傷害保険/賠償保険の内容を確認
(保険会社名/連絡先)

参加者の保険加入状況の確認と保険証券番号の聴取
(保険の内容/保険会社名/連絡先)

催行内容のJCTAへの連絡

当日チェック

主催者が自分自身ではない場合：いざという時の連絡先の確認
参加者の保険加入状況の再確認



個人で対応する場合の保険の事例

(参考①)国内旅行保険

日帰りの場合、および宿泊を伴う場合、国内旅行保険で契約（1契約1名でも可能）
⇒日帰り専用の業務用の保険はない。レクリエーション保険は、人数、及び一日の時間の制約があるので、ツアーガイド用には不向き。

契約者	主催者(個人でも団体でも可能)
保険料(@1名/1泊2日)	500円
(補償内容:パッケージ)	
死亡・後遺障害保険金	663万円
入院保険金(@1日)	4千円
通院保険金(@1日)	2千円
個人賠償保険	3千万円
携行品損害	25万円
救援者費用	200万円

(ポイント) 短期間の傷害保険は補償内容がパッケージになっていますので
補償内容を自由に決める事が出来ません。



個人で対応する場合の保険の事例

(参考②)個人契約の傷害保険

補償内容

保険期間	1年間
年間保険料	33,530円

傷害事故の補償内容

死亡・後遺障害保険金	1千万円(上限)
入院保険金(@1日)	5千円
通院保険金(@1日)	3千円

その他の補償内容

個人賠償責任	1億円
--------	-----

(注)あくまでも補償内容と保険料の目安のために算出

